

# 東日本大震災3年の記録

平成26年3月

宮城県気仙沼保健福祉事務所

東日本大震災3年の記録 ～宮城県気仙沼保健福祉事務所～  
(平成26年3月版)

目 次

1	はじめに	・・・	1
2	気仙沼圏域の被害及び仮設住宅の状況	・・・	2
3	主な経過	・・・	4
4	活動内容		
	(1) 震災対応活動における総合調整	・・・	6
	(2) 保健活動支援	・・・	11
	(3) 地域医療支援	・・・	12
	(4) サポートセンター支援	・・・	13
	(5) 被災者の健康支援		
	① 健康支援事業	・・・	16
	② 食生活支援事業	・・・	16
	③ 歯科口腔保健他対策事業	・・・	17
	(6) 心のケア	・・・	18
	(7) 在宅医療と福祉の連携	・・・	18
	(8) 生活不活発病予防対策	・・・	20
	(9) 地域リハビリテーション支援対策	・・・	21
	(10) 感染症対策	・・・	23
	(11) 難病対策	・・・	23
	(12) 生活保護	・・・	23
	(13) 食品薬事・衛生活動	・・・	24
	(14) 環境廃棄物・衛生活動	・・・	24

# 1 はじめに

あまりにも大きな試練であった東日本大震災の発生から3年が経過しました。

宮城県震災復興計画においても、3年に及ぶ「復旧期」を経て、平成26年度からは「再生期」の始まりを迎えます。

これまで、気仙沼保健福祉事務所では、被災により長引く避難生活を送られている方々の健康を守り、安心して暮らすことのできる生活の確保と一日も早い生活再建を最優先に、市町や関係機関・団体等と緊密に連携しながら「安心と活力に満ちた地域社会づくり」に取り組んで参りました。

これから、災害公営住宅の建設等、復興関連事業の進捗が本格的なものとなり、生活環境の変化が具体的な形として現れてくるものと思われまます。見えてくる復興の形を実感することで、多くの人々の心に希望が灯されますよう、心から願わずにはられません。

本書は、すでに作成した1年の記録の続編として、当事務所における東日本大震災以降、2年から3年の災害対応活動について記録したものです。これまでの活動・体験を風化させないために、また、記憶も然る事ながら記録によって、それを確かなものとしておくために作成したものです。

後任の職員諸氏及び関係者の皆様に活用していただき、今後の災害対応の一助としていただければ幸いです。

おわりに、当所の活動に御協力をいただいた各方面の関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成26年3月

宮城県気仙沼保健福祉事務所長

## 2 気仙沼圏域の被害及び仮設住宅の状況

### (1) 東日本大震災における被害等の状況

(H25. 12. 31現在) (単位：人、棟)

		気仙沼市	南三陸町	管内(計)	宮城県(計)	
人的被害	死者	直接死	1,090	599	1,689	9,592
		関連死	107	20	127	879
		計	1,197	619	1,816	10,471
	行方不明者		235	219	454	1,287
	死者・行方不明者計		1,432	838	2,270	11,758
	負傷者	重症	不明	不明	不明	504
		軽傷	不明	不明	不明	3,615
		その他	不明	不明	不明	29
計		—	—	—	4,148	
住家被害	全壊(床上浸水含む)		8,482	3,143	11,625	82,909
	半壊(床上浸水含む)		2,571	178	2,749	155,084
	一部損壊		4,741	1,204	5,945	222,875
	床下浸水		不明	不明	不明	7,796
	計		15,794	4,525	20,319	468,664
非住家被害		9,604	234	9,838	28,749	

出典：宮城県公表値 (H26. 1. 10 15:00公表)

【小学校体育館避難所】



【被災した気仙沼市鹿折地区】



(2) 応急仮設住宅の状況

① 応急仮設住宅の整備状況

(平成25年12月31日現在) (単位: 力所, 戸, 棟)

		気仙沼市	南三陸町	管内(計)	宮城県(計)
整備	団地数	93	(2) 58	(2) 151	(5) 406
	整備戸数	3,504	(50) 2,195	(50) 5,699	(523) 22,095
	住戸タイプ	3,459	(50) 2,168	(50) 5,627	(523) 21,805
	グループホームタイプ	45	27	72	290
	高齢	45	27	72	219
障害	0	0	0	71	
解体	団地数	1	0	1	2
	戸数	7	0	7	55
供与	団地数	92	(2) 58	(2) 150	(5) 404
	戸数	3,497	(50) 2,195	(50) 5,692	(523) 22,040
集会施設		(1) 79	(9) 41	(10) 120	(16) 376
	集会所(棟)	(1) 22	(1) 7	(2) 29	(5) 131
	談話室(戸)	57	(8) 34	(8) 91	(11) 245

出典: 宮城県保健福祉部震災援護室集計

※ ( ) は、市町が発注したもので内数

② 仮設住宅の入居状況

(平成25年12月31日現在) (単位: 力所, 戸, 人)

	プレハブ仮設住宅			民間賃貸借上		計	
	団地数	入居戸数	入居者数	入居戸数	入居者数	入居戸数	入居者数
気仙沼市	92	3,025	6,766	1,047	2,859	4,072	9,625
南三陸町	58	2,024	5,366	38	129	2,062	5,495
管内計	150	5,049	12,132	1,085	2,988	6,134	15,120
宮城県計	404	19,136	43,664	17,216	43,209	36,352	86,873

出典: 宮城県保健福祉部震災援護室集計

### 3 主な経過

年 月 日	経 過 ・ 動 向
平成23年 3月11日（金） 午後2時46分頃	東北地方太平洋沖地震発生 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>地震の概要</p> <p>震央地名：三陸沖（北緯 38.1 度 東経 142.5 度 牡鹿半島の東約 130 km）</p> <p>震源の深さ：約 24 km</p> <p>規 模：マグニチュード 9.0</p> <p>震 度：県内最大震度 震度 7（栗原市）</p> <p style="padding-left: 40px;">気仙沼市 赤岩 6 弱 笹が陣 5 強 本吉町 5 強</p> <p style="padding-left: 40px;">南三陸町 志津川 6 弱 歌津 6 弱</p> <p>津波の高さ（遡上高）：気仙沼市 最大 20m 超 南三陸町 最大 20m 超</p> <p style="text-align: right;">（出所）宮城県震災復興計画，気仙沼市・南三陸町同計画</p> </div>
7月 1日	○県人事異動により，当事務所地域保健福祉部に技術次長（総括担当）職が新たに設けられ，職員が配置される。
8月31日	○南三陸町の仮設住宅が全戸完成した。 建設戸数：2,195戸 ○気仙沼巡回療養支援隊・在宅医療チームの活動が終了した。 ○気仙沼地区地域医療委員会内の専門委員会として「気仙沼・南三陸地域在宅医療福祉推進委員会」が設置された。
9月11日	○東日本大震災から半年が経過し，当管内市町でも合同慰霊祭が開催された。
30日	○気仙沼市の仮設住宅が全戸完成した。 建設戸数：3,451戸 ※その後，11月22日に53戸の追加建設が決定され，12月20日に完成
10月21日	○南三陸町の避難所が完全閉鎖された。 ※二次避難所を含めたすべての避難所が完全閉鎖
平成24年	
3月11日	○東日本大震災一周年。各地で追悼式典が開催された。
4月 1日	○「みやぎ心のケアセンター気仙沼地域センター」が開所した。 ○東京都からの自治法派遣により保健所長が着任した。

年 月 日	経 過 ・ 動 向
平成25年	
1月29日	○気仙沼ブロック（気仙沼処理区）小泉地区焼却施設の稼働式が開催された。
3月11日	○東日本大震災発生から2年
4月16日	○気仙沼市「防災集団移転促進事業」5地区が着工された。
7月	○一般財団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会による石巻・気仙沼圏システムの実運用が開始された。
8月30日	○仮設住宅入居期間を4年間に延長された。
31日	○気仙沼市小泉地区の2次仮置き場で焼却処理が完了した。
平成26年	
1月18日	○災害廃棄物県内焼却処理が終了した。
2月25日	○災害廃棄物県外処理が終了した
3月11日	○東日本大震災から3年（みやぎ鎮魂の日）
3月12日	○災害廃棄物県受託分の処理が終了した。

#### 4 活動内容

##### (1) 震災対応活動における総合調整

###### イ 震災対応の所内体制

当所では、平成23年11月に、県庁（保健福祉部）及び所内での情報共有や連絡調整を行うため、班長以上の全職員で構成する「被災者生活支援チーム」を設置するとともに、震災直後から具体的保健活動を推進してきた「保健活動支援チーム」（保健所長が統括）を一体的に運営することで円滑、効果的な震災対応活動を推進してきた。

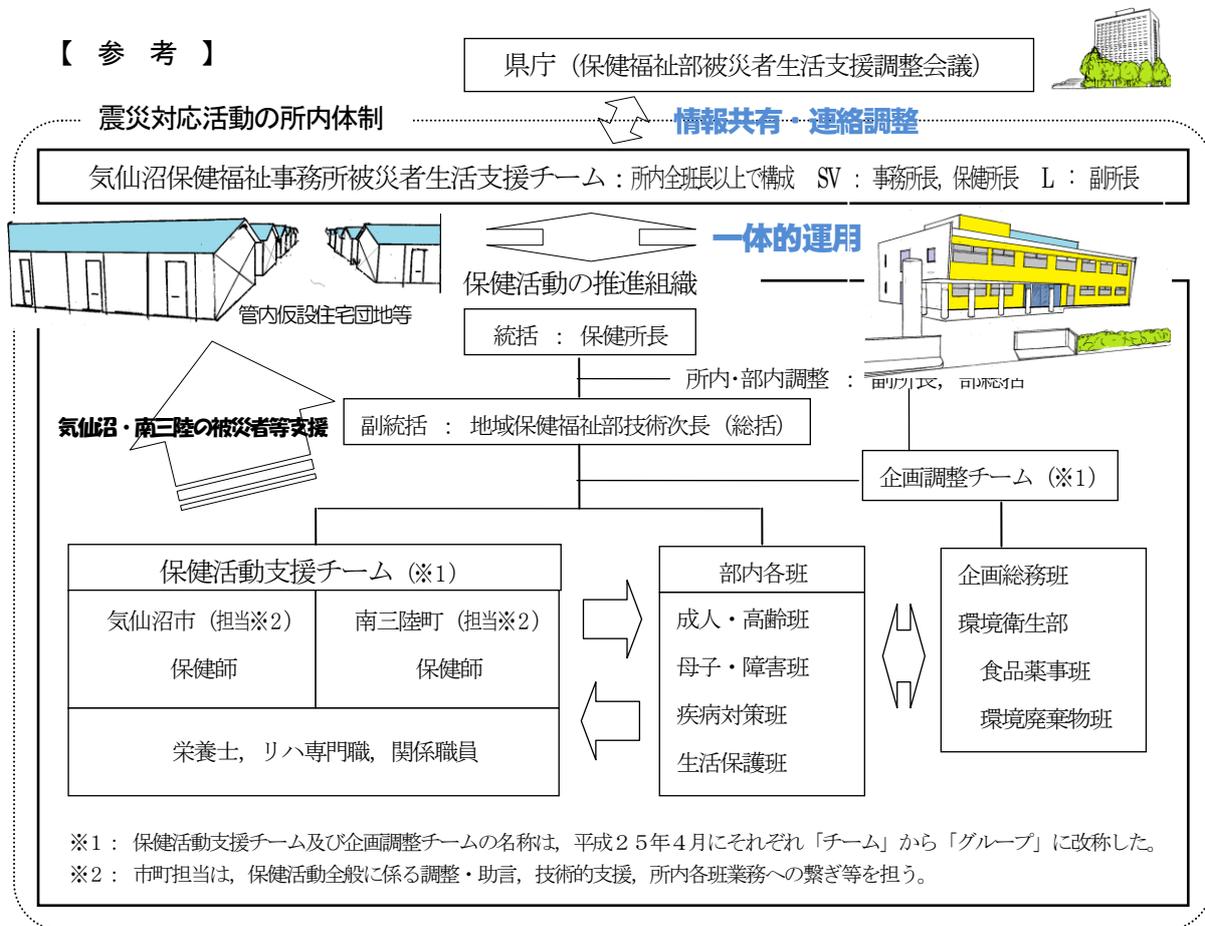
震災から1年が経過した平成24年4月1日、東京都から自治法派遣による保健所長を迎え入れ、さらに保健師2人の増員を得て計11人として活動体制の強化を図った。

新体制での「保健活動支援チーム」の初会合となった4月6日のミーティングにおいて、平成24年度の活動方針を確認し、前年に引き続きチームミーティングを定例（5月までは毎週、以降は隔週）開催し、情報の共有を図るとともに所内の連携と活動調整の中心的な役割を担うこととした。

平成24年4月12日の第2回目のミーティングから、当圏域での被災者の心の健康支援のために平成24年4月に新設された「みやぎ心のケアセンター気仙沼地域センター」の職員も加わり、相互に情報共有を図ることで、協調して活動することとした。

その後、5月31日の「被災者生活支援チーム」会議において、①企画調整機能の拡充と②市町支援体制の強化（全保健師を市町担当に位置付け、グループ活動を強化）の必要性が提起され、②については6月、①については7月に活動体制を再編して現在に至っている。

#### 【 参 考 】



## ロ 被災者生活支援調整会議への参画

平成23年11月、県庁（保健福祉部）内で被災者の生活支援に関する情報を一元的に集約・管理する組織として「被災者生活支援調整会議」が設置され、当所を含む各保健福祉事務所は2、3か月に1回のペースで会議に参画し、各地の震災対応活動の最新状況等を報告するほか、全県的な被災者健康調査の実施方針調整等を行った。

また、平成24年4月18日には、「被災者生活支援調整会議」の下に「要援護者居住環境対策ワーキンググループ」、「生活不活発病予防ワーキンググループ」、及び「心のケアワーキンググループ」が設置され、各分野の課題への支援策検討及び事業調整等が進められることとなり、当所にも随時の情報提供、参画要請があり、これに対応している。また、平成25年7月、今後被災者の仮設住宅から災害公営住宅等への移転が本格化することで生じる課題への対応を検討するために設置された「地域コミュニティ支援ワーキンググループ」には当所も構成員としての参画が求められ、管内の実情等を踏まえた課題の洗い出し、解決策の検討等を行った。

## ハ 市町、県際及び関係機関の連携調整

管内市町支援の一環として、震災対応活動で緊密な連携を必要とする隣接市町等関係機関との意見交換機会の設定や参画を通じて、関係機関の広域連携を図った。

南三陸町については、多くの被災住民の仮設住宅等が設置されている隣接の登米市及び東部保健福祉事務所登米地域事務所等が参加する会議を開催し、情報共有、活動調整を図る一方、気仙沼市については、隣接する岩手県一関市との「避難者支援に関する打合せ会」に参画し、関係機関との円滑な連携調整に努めた。

また、当所と同様の津波被災地域を所管する東部保健福祉事務所との間で、活動情報共有のための相互訪問調査（平成24年6月、12月）を実施したほか、「宮城県・岩手県保健所県際合同連絡会」（宮城県北3、岩手県南2保健所で構成、平成24年6月、平成25年7月開催）を通じて、震災対応活動の情報交換、連携調整を図った。

## ニ 被災者健康支援会議（研修会）開催

本県では平成24年7月から、被災者の健康な生活に資することを目的として、保健・医療・福祉分野の有識者をアドバイザーに「被災者健康支援会議（研修会）」を開催及び支援する制度を導入し、当所管内でもこれを活用した研修会の企画、開催に積極的に取り組んだ。

### 研修会一覧（主要なもの）

開催年月	研修会名称	対象者等	講師
平成24年8月	平成24年度保健福祉従事者研修会 ～健康なまちづくりのノウハウを学ぶ～	管内保健福祉従事者	公益財団法人地域医療振興協会ヘルスプロ モーション研究センター長 岩釜紳也氏
〃 25年2月	平成24年度南三陸町職員研修会 ～職員が健康で活動するために～	南三陸町保健福祉従 事者	〃 〃
〃 〃	平成24年度保健福祉従事者研修会 ～これからも職員が元気で活動するために～	気仙沼市保健福祉従 事者	〃 〃

開催年月	研修会名称	対象者等	講師
平成25年5月	平成25年度地域保健医療従事者研修会 ～「生活不活発病」の予防・改善を中心に～	管内保健医療福祉関係者等	国立長寿医療研究センター生活機能賦活研究部長 大川弥生 氏
〃 〃	復興住宅と住み良いまちづくり研修会 ～コミュニティで暮らしを支える公営住宅の提案～	管内行政、まちづくり団体担当者等	東京大学高齢社会総合研究機構特任研究員 後藤純 氏
〃 11月	平成25年度地域保健活動従事者研修会 ～被災後の中長期（復興期）の地域保健活動について～	管内地域保健活動担当者等	国立保健医療科学研究所障害健康研究部 主席主任研究官 奥田博子 氏
〃 12月	平成25年度災害後の地域保健福祉活動研修会 ～復興期の地域精神保健福祉活動について～	管内地域保健福祉担当者等	兵庫県精神保健福祉センター 主幹 藤田晶子 氏
平成26年2月	平成25年度健康なまちづくり研修会 ～「つながり」から生まれる元気で健康なまちづくり～	管内保健福祉関係者等	公益財団法人地域医療連携協会ヘルスプロモーション研究センター長 岩室純也 氏

#### ホ まちづくり支援

平成25年5月、震災復興住宅整備などのまちづくりの中で保健福祉的配慮を促すため、管内市町と共催で住宅整備やまちづくりに携わる行政担当者、民間団体と、保健福祉関係者の交流、連携を促す「復興住宅と住み良いまちづくり研修会」を企画、開催した。

こうした企画は、平成26年度以降本格化する被災者の災害公営住宅への移転に伴って、課題となっている新たな地域コミュニティの円滑な形成にも有用、不可欠な取組であり、今後も被災地域の復興段階に応じた工夫を凝らしつつ、継続的に実施していく予定である。

#### ヘ 震災対応関連情報の広報

平成24年7月、当所の震災対応活動の体制強化の一環として「企画調整チーム」が設置され、具体的な取組として、当所の被災者生活支援に関連する活動や管内の地域情報を共有、発信する目的で情報紙「ふかひれ通信」を発行することとした。平成24年8月に第1号を発行し、最新号（平成26年3月末号）で14号を数えている。

現在、この情報紙は震災に関連した当所の活動は勿論、当圏域における保健・福祉に関する様々な情報を庁内外に提供する有用なツールの一つとして、次年度以降も引き続き定期発行に取り組む予定である。

#### ト 各種学会（研修、会議）、視察等への対応

震災から1年目を経た平成24年度以降も、被災地や当所の震災対応活動に対する県内外の関心は高く、各種学会や研修会等での講演、雑誌への寄稿、及び視察等の依頼は途切れることなく続いた。

当所では、こうした要請に積極的に対応し、県内外の数多くの関係者に震災の経験や教訓を情報提供することで、復興に向けた取組への理解、共感を促すことに努めている。

#### 主な学会（研修会）等一覧

開催年月	学会（研修、会議）名称	主催者等
平成24年6月	日本地域看護学会第15回学術集会「災害時における県保健所保健師の活動」	日本地域看護学会

開催年月	学会（研修、会議）名称	主催者等
平成24年7月	平成24年度 東京都公衆衛生医師主査会「気仙沼保健所からの報告」	東京都福祉保健局
〃 〃	平成24年度東北衛生行政研究会研修会	東北衛生行政研究会
〃 8月	看護管理者研修会「東日本大震災被災地からの報告」	宮城県看護協会
〃 〃	グローバルヘルスマサマープログラム2012	特定非営利活動法人日本医療政策機構
〃 9月	中国四国ブロック保健師等研修会「災害時の県保健師活動」	高知県等
〃 〃	南三陸町から学ぶ災害時保健衛生活動研修会「災害時の県保健師活動」	高知県
〃 10月	平成24年度 美容業衛生消毒講習会「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」から	宮城県美容業生活衛生同業組合気仙沼支部
〃 〃	全国公衆衛生学会・全国衛生行政研究会（自由集会）	全国衛生行政研究会
〃 11月	宮城県精神保健福祉大会「明日の地域精神保健を考える」	宮城県精神保健福祉協会
〃 〃	平成24年度災害時メンタルヘルス研修会「東日本大震災で感じたこと・思ったこと」	愛知県
〃 〃	保健師技能研修会「災害時における県保健所保健師による市町支援」	愛媛県
〃 12月	平成24年度気仙沼市学校保健会第1部研修会「震災後の気仙沼地域の公衆衛生について」	気仙沼市学校保健会
平成25年1月	平成24年度東京都予防課長会業務報告会「次なる災害に備えて日々整えるべきこと」	東京都福祉保健局
〃 2月	保健福祉部業務研究等報告会「被災市町保健活動支援の実際とそこから見えた課題と提言」	宮城県保健福祉部
〃 〃	連続セミナー「東日本大震災に学ぶ」	兵庫県
〃 3月	第28回日本環境感染学会総会・特別シンポジウム2「リスクコミュニケーションについて考える」	日本環境感染学会
〃 〃	災害からのヘルスセクターの復興に係る国際会議	WHO 西太平洋地域事務局・岩手医科大学・東北大学
〃 7月	平成25年度東北衛生行政研究会総会・研修会	東北衛生行政研究会
〃 〃	東日本大震災生活復興プロジェクト復興円卓会議	東日本大震災生活復興プロジェクト委員会
〃 8月	〃 in 気仙沼	〃
〃 〃	東京都立羽村支援特別学校 保健給食講演会	東京都立羽村支援特別学校
〃 9月	東日本大震災生活復興プロジェクト復興円卓会議「心の回復と生活再建」	〃
〃 〃	〃 「暮らし・仕事・住まい」	〃
〃 11月	平成25年度福祉保健局研修公衆衛生研修（第2回）「災害医療」-都の体制と被災地における取組と課題-	東京都福祉

寄稿等一覧（主なもの）

掲載年月	寄稿テーマ	紙誌名称
平成24年9月	へき地医療に関わって	都政新報社「風化させない 被災地の今」
〃 10月	平成23年度日本公衆衛生学会（公衆衛生行政研修フォーラム）での報告をまと	公衆衛生看護のあり方報告書
〃 12月	東日本大震災から1年「被災地の保健所活動（気仙沼保健所から）」	公衆衛生情報
平成25年3月	東日本大震災における気仙沼保健所の対応	公衆衛生情報みやぎ
〃 〃	第1部 職員派遣『公衆衛生業務の支援』『公立志津川病院』の再建に関わって	「被災地の職員 業務移り」及び「被災地の職員 体験談」
〃 6月	東日本大震災被災地にて	名古屋市立大学薬友会関東支部会報
平成26年1月	「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」前半（基本的な考え方）から	公衆衛生情報みやぎ

視察等一覧（主なもの）

視察等年月	視察目的（場所）等	主な視察者
平成24年5月	被災者への災害支援活動内容と支援活動が支援者に及ぼす影響に関する調査（当所）	園田学園女子大学教授等
〃 〃	被災地域の復旧状況把握等（リバーサイド春圃等）	東北厚生局健康福祉課長等
〃 7月	被災地域の現状把握等（みやぎ心のケアセンター・気仙沼地域センター等）	復興推進委員会委員等
〃 〃		東北大学国際看護管理学分野教授
〃 10月	東日本大震災被災地の地域保健基盤の組織体制調査（当所）	千葉大学大学院看護学研究科教授等
平成25年2月	被災地保健所の活動，域内感染症の状況把握（当所）	日本感染環境学会理事長等
〃 8月	「東北の今を知ろう」プロジェクト東北訪問（当所）	富山県及び地元高校生等
〃 9月	仙台青葉学院短期大学夏季特別体験（当所）	仙台青葉学院短期大学看護学科学学生等
〃 11月	みんなの党女性局東日本大震災被災地視察（当所）	みんなの党女性局長等
〃 〃	大規模災害時の災害支援体制調査（当初）	三重県内保健所担当者等



【所内ミーティング】

## (2) 保健活動支援

震災直後に、保健師、栄養士、リハ専門職等で構成する保健活動支援グループを設置し、気仙沼市及び南三陸町それぞれに担当を分けて、市町保健活動への総合的支援を行った。市町担当の活動は、グループミーティング（月1回程度）で話し合いながら進めた。

### イ 情報収集・総合調整

#### 【気仙沼市担当】

気仙沼市保健活動担当部門との定例ミーティング（月1回）、健康支援事業全体会（月1回）に参加し、活動方針の共有、関係機関との調整を行った。

また、サポートセンターが開催する地区支援者ミーティング、気仙沼市高齢介護部門が開催するサポートセンター一長会議、気仙沼市まちづくり担当部門が開催する仮設住宅分科会、気仙沼市内で活動する NPO・NGO が主催する連絡会にも参加し、情報共有に努めた。

隣接する岩手県一関市の応急仮設住宅団地にも民間賃貸住宅入居者が多く生活しているため、気仙沼市と一関市の保健活動を担当する部署との打合せにも参画した。

#### 【南三陸町担当】

南三陸町保健活動定例ミーティング（H24年度隔週・H25年度月1回）、被災者生活支援センターとの定例ミーティング（月1回）、健康支援事業全体会（月1回）に参加し、住民の状況把握、活動方針の共有、関係機関との調整を行った。

隣接する登米市に応急仮設住宅団地が有り、民間賃貸住宅入居者も多く生活しているため、南三陸町と登米市の保健活動等に関する打合せに東部保健福祉事務所登米地域事務所とともに参画した。

### ロ 応急仮設住宅入居者等健康調査

#### 【気仙沼市担当 南三陸町担当】

要フォロー者の選定、データ整理、要フォロー者リスト作成、家庭訪問等による要フォロー者の状況確認、継続支援を要する者のリストアップ等について、市町と打合せを重ね、技術的助言等の支援を行った。

要フォロー者については、K6によるハイリスク者を優先したが、その選定については、兵庫県心のケアセンター加藤寛所長に市町に出向いていただき、助言指導を受けた。

### ハ 民間賃貸住宅入居者健康調査

#### 【気仙沼市担当】

応急仮設住宅入居者健康調査と同様の支援を行った。

#### 【南三陸町担当】

南三陸町から、県内全域に分散している被災者等の状況確認が必要だが、町単独では対応が難しいとの支援要請があったため、被災者等の居住地を所管する県保健福祉事務所（地域事務所を含む。）に依頼し、家庭訪問等による状況確認の協力を得て、その報告結果を町に提供した。

## ニ 在宅者健康調査

### 【南三陸町担当】

H24 年度から南三陸町が在宅者健康調査（概ね 2600 世帯）を行うことになり、準備段階から要フォロー者の選定、データ整理、要フォロー者リスト作成、家庭訪問等による要フォロー者の状況確認、継続支援を要する者のリストアップ等について支援を行った。

## ホ サポートセンター訪問調査

### 【気仙沼市担当 南三陸町担当】

企画調整チームと連携し、気仙沼市が設置する 4 地区のサポートセンターと南三陸町が設置する被災者生活支援センターの計 5 か所について、その運営を支援するため訪問調査を行い、活動状況に関する情報共有や住民の生活上の課題などについて状況把握を行った。把握できた課題を整理し、所内で検討の上、今後の当所の活動方針を市町及びサポートセンターに報告した。

## (3) 地域医療支援

土地や建物の復旧整備工事の進捗に伴い、被災により休止していた医療機関からの移転開設や施設修繕に関する相談をはじめとした医療法に係る問い合わせが増加し、医療整備課と連携を取りながら助言及び現地確認を実施した。特に、入院機能と外来機能を登米市と南三陸町に分割して診療を継続している公立志津川病院においては、南三陸町内への新病院建設のために開催された「南三陸病院建設基本構想策定委員会（計 6 回開催）」に保健所長が参加し助言を行った。

定例の医療機関立入検査（医療監視）についても、移転開設や一部損壊等による修繕を行った医療機関は変更後のなるべく早期に監視を実施できるよう定例の検査時期を適宜調整し、気仙沼・南三陸地域における良質な医療提供体制の確保を図った。

その他、適切かつ効率的な医療提供体制の整備を推進するために、平成 25 年 7 月から本格稼働した気仙沼医療圏における「みやぎ医療福祉情報ネットワーク構築事業」や、「東北メディカル・メガバンク構想」等について継続的な側面支援を行った。



【東北メディカル・メガバンク機構「けんこうスクエア」開所式(H25. 10. 31)】

#### (4) サポートセンター支援

企画調整チームと保健活動支援チームが連携し、気仙沼市が設置する4地区のサポートセンターと南三陸町が設置する被災者生活支援センターの計5カ所を訪問し、ヒアリングを実施した。

ヒアリングは大きく分けて被災者の様子とサポートセンターの状況の2つで、被災者の様子については地区ごとの全体像の他、高齢者やアルコール問題を抱えている人など、要援護者の区分ごとに聞き取りを行った。

ヒアリングの結果については、地区ごとの状況を整理した上で、管内の全体像としてとりまとめ、併せてヒアリングを踏まえた当所の支援のスタンスを市町及びサポートセンターに報告した。

##### 【サポートセンター訪問調査のまとめ】

#### 1. サポートセンターのヒアリングから見える住民の様子

##### (1) 長期化する仮設住宅生活で蓄積するストレス

仮設住宅での生活が長期化しており、近隣との緩衝スペースがないことで様々なストレスが生じておりそれが蓄積した状況となっている。

【音】 ストレスの根源的な問題となっている。聞こえることも、聞こえないように気を遣うこともストレスが大きい。また、隣の壁を叩くなどトラブルの引き金になっている。

【ライフスタイル】 近隣の生活音は、ライフスタイルと相まって影響している。漁業者、高齢者等は朝早い。勤労世代、アルコールは夜遅い。生活時間のズレは朝起こされる、夜寝付けない原因。

【ペット】 苦情が多い。鳴き声、排泄物、臭い、飼い主のマナー、体質的に受け付けられないなど、隣人との緩衝スペースがない状況で気にさわる要素を包含した問題。飼っている人には気にならないといったギャップも大きい。

【家族】 生活再建の方法など世代間の意見の食い違い、相続問題のこじれ等の人間関係も大きなストレスになっている。また、狭い仮設住宅で、家族が分割して入居していることで扶養・交流の希薄化が見られる。

##### (2) 今後の生活再建が不透明

- ・ 説明会等は何度も開催されているし、通知や広報が届いてもいるが、実際のところ高齢者等には理解が難しい。
- ・ 全体計画は示されたが、個々の具体的な形がイメージできない。
- ・ 計画は理解しているが、家族間で意見調整できずに再建に踏み出せない。
- ・ 災害公営住宅の申込はしたけど、3年も先のことで実感がない。
- ・ 経済的支援が受けられるのか分からない。

##### (3) 医療・介護の状況

- ・ 医療費自己負担分の助成が無くなり、その支払いが困難なため、医療中断、抗がん剤の中止、受診科を削減する等の事例が見られる。
- ・ 介護保険の助成が無くなり、自己負担分の支出が困難なため、介護サービス利用を中止したが、家族の介護負担が大きく、再開せざるをえなかった事例が見られる。

#### (4) ストレス等による影響等

- ・ 飲酒によるトラブルが増えている。昨年はトラブルになっていない新規の対象者が増加している。
- ・ 不眠により安定剤、眠剤の処方を受けている人が見られる。大量服薬になった例もあり。
- ・ イライラが強くなっており、隣の音が引き金になって隣との壁を叩くような様子が見られる。
- ・ 近隣の嫌な人が不在の時だけ窓を開けたり、洗濯物を干したりしているとか、夜間外出が見られるなど生活スタイルの変化を余儀なくされている様子もある。
- ・ 要援護者などに対して、初めは素性を知らないことから必要以上に警戒・敬遠が見られた。こういう人と分かって落ち着いた時期もあったが、現在は長期の仮設生活から許容力が低下している。サポートセンターへの苦情、警察への通報などに許容力低下が現れている。
- ・ 好材料としては、認知症サポーター養成講座を実施できたところは理解が進むなど、アルコールの研修により支援員の受け止め方や対応に良い変化が見られている。

## 2. サポートセンターの様子

### (1) サポートセンターが提供しているサービス

#### ① 住民の状況把握

仮設住宅全戸を対象に訪問調査を実施。問題が無い世帯でも最低年2回は訪問したい意向であるが、トラブル対応にマンパワーが割かれて廻りきれない状況が生じている。

生活支援員や友愛訪問員及び支援団体の活動との連携により把握している。サポートセンターによって訪問前後に情報共有を図っているところや、エリア会議での情報共有などスタイルはまちまち。支援団体は大分撤退しており、関係性も変化している。

#### ② 要援護者の支援やトラブルへの対応

把握している要援護者の計画的な支援に加え、住民の求めや、行政からの依頼によって、緊急な対応に追われる状況。対応が困難な問題が多く、負担が大きい。対象者の情報を取って、行政に繋いでいる。

#### ③ 生活再建に関する情報の収集と提供

一部ではあるがサポートセンターが自主的に災害公営住宅等の資料や情報を収集し高齢者等を中心に周知している。

#### ④ 介護予防や孤立予防等の取り組み

自治会主催の事業への手伝いや、支援団体とのタイアップ事業などで、お茶会や体操などを行っている。体操の音楽を人気曲にするなど工夫を凝らし、住民の意欲や体力の向上が成果として見られる。

### (2) サポートセンターへのバックアップ

困難事例について、行政や地域包括支援センターがケースレビューを主催し、PDCAサイクルで支援できているところがある一方、サポートセンターが抱えざるを得ない状況となっているところもある。

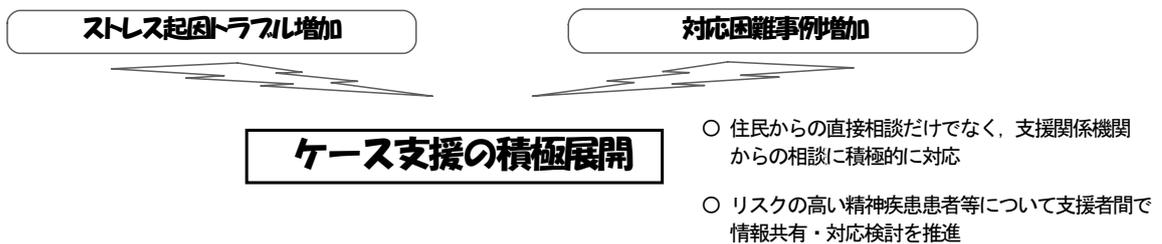
サポートセンターを運営する法人内にバックアップ体制があって相談できるなど、はけ口になっているところがある一方、スタッフが孤立、疲弊し、あきらめ感を生じることが懸念されることもある。

(3) サポートセンターが抱えている問題

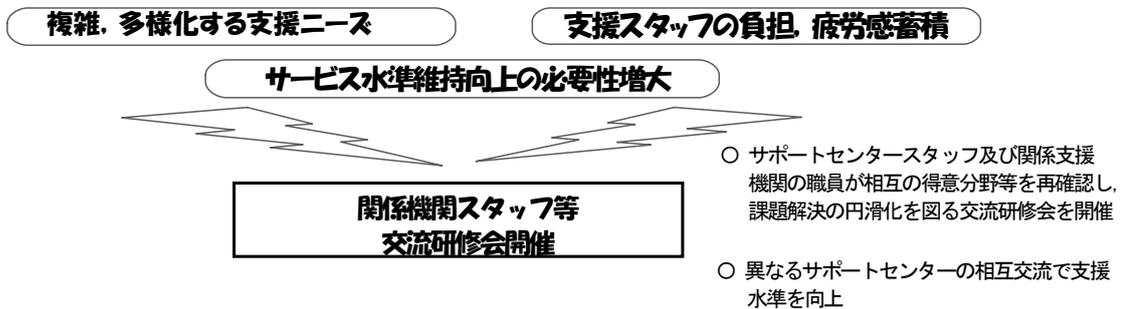
- ・ 支援困難者の対応について行政や関係機関とサポートセンターの役割が不明確な事例が見られる。
- ・ 行政の負担も過重となっており、サポートセンターが繋いでも即応が困難な状況。
- ・ サポートセンター職員では対応困難な事例を抱えていて、大きなストレスになっている。
- ・ バックアップ体制がないサポートセンターは労力的負担に加え精神的にも負担が大きく、疲労感増大、意欲低下が懸念されている。
- ・ 行政とは違って、住民への働きかけが軽視される傾向がある。

3. 保健福祉事務所の対応方針（今年度の取組）

(1) 住民支援の拡充，強化



(2) サポートセンター支援の拡充，強化



## (5) 被災者の健康支援

### ① 健康支援事業

応急仮設住宅での生活が長期化する中で、被災者の健康問題は深刻化しており、あらゆる機会を捉えて健康支援活動が必要となっていることから、応急仮設住宅等の被災住民に対して、健康状態の悪化を予防するとともに健康不安の解消を図るため、保健師等専門職による健康相談等を実施した。

事業開始は平成23年度で、県が（社）宮城県看護協会に委託して実施していたが、H25年度からは県が市町に補助金を交付し、実施主体の市町が（公社）宮城県看護協会に委託している。管内は、H24年1月から南三陸町、H24年9月から気仙沼市でそれぞれ事業が開始された。

まず、市町担当保健活動支援グループは、事業導入に向け、市町及び看護協会と打ち合わせの場を複数回設けて調整を図った。南三陸町は町保健師・栄養士が実施してきた健康相談を拡充する形で、58カ所の応急仮設住宅団地を巡回することとした。気仙沼市は、すでに他団体が継続して健康支援に入っている応急仮設住宅団地もあることから、6カ所を選定し実施することとした。また、気仙沼市健康管理センターを会場に「なんでも健康相談」として地域を限らず被災住民が健康相談を受けられるような工夫も行った。

事業開始後は、住民の健康課題を共有し健康相談事業を効果的に運営するため、市町・看護協会と協議する健康支援事業全体会に、毎月参画した。また、気仙沼市では、健康支援を継続している他団体との情報共有も必要ことから、健康支援事業全体会を拡大して行うこととした。

応急仮設住宅での健康相談は、対象者が限られる面もあることから、H26年度からは「まちの保健室」として、気仙沼市では「イオン」を会場に、南三陸町では「復興市」を会場に、新たな相談の機会を拡充することになった。

### ② 栄養・食生活支援事業

#### ～食生活支援事業関係～

応急仮設住宅等生活環境の変化に伴い、被災者の食生活悪化予防及び栄養改善が必要であり、応急仮設住宅等の入居者に対する栄養相談会や、個別訪問を行う団体を通じ、共同で被災者の食生活支援活動を実施した。気仙沼市においては2団体が、南三陸町においては1団体がそれぞれ継続的に事業を実施した。

栄養相談会では、電子レンジやポリ袋を活用した簡単クッキング、塩分濃度の違う味噌汁の飲み比べなど調理実習を交えながら、野菜摂取量アップや減塩の大切さなどの普及を図った。

当所では各市町における栄養相談会の状況を確認しながら、市町と団体が行う打合せに参加し、必要な情報提供や調整を行った。平成25年度は団体が継続して関わっている利点を生かし、気仙沼市では団体と共同で栄養・食生活の課題が把握できる独自のアンケートを実施し、南三陸町では働き盛り世代をターゲットにした栄養相談会を実施するなど、新しい取り組みも行っている。

仮設住宅住民の他、地域住民も交えて事業を実施し、食を通じた健康づくりへの意識づけの他、住民同士のコミュニケーションの場となり、心の健康づくりにも繋っている。

この事業は、平成23年度から5年間実施することとしており、各市町における事業終了時の方向性についても今後検討を進めていく。

#### ～給食施設支援関係～

東日本大震災により、気仙沼管内の給食施設は甚大な被害を受け（9施設が廃止）、食事提供に大きな支障をきたした教訓を生かし、沿岸部の給食施設はできるだけ高い場所に分散して非常食を保管する。福祉施設では、水分

不足や誤配膳防止のために主食はお粥，ミキサー粥のみを備蓄する。保育所でも非常食を備蓄する等，施設の特徴に応じた取り組みの実施を指導助言した。

また，福祉施設では，近隣施設と協定を結び，非常・災害時に食事提供も含め，様々な面で共助する体制整備の促進を支援した。

このような状況も踏まえて，平成25年6月に管理栄養士・栄養士を対象に「災害時のフードサービスの維持」をテーマに研修会を実施した。

その後，近隣の給食施設の食事提供状況が分からない，あるいは，ソフト食という同じ名称でも違う形態の食事が提供されており，利用者の混乱や病院から施設へ移動した際の摂食量の減少，その影響による体重減少等の課題が出てきた。

そこで，気仙沼管内の給食施設におけるより質の高い食事の提供を促進するため，各給食施設における食形態の実態を把握し，食形態の統一化を図ることを目的に，気仙沼管内栄養士会と共催で病院・福祉施設（22施設）を対象に，平成25年9月に給食施設における食形態状況調査を実施した。

その後，調査結果を医療・福祉における連携体制の構築の他，在宅支援等に活用するため，11月に「口から食べるための栄養士と地域の関わりに関する研修会」，12月に「食形態に関する検討会」，平成26年1月に「摂食・嚥下に関する研修会」を実施した。

平成27年3月を目標に食形態の名称等を統一した食形態マップや在宅で活用できるリーフレットの作成を予定している。

### ③ 歯科口腔保健対策

被災直後より宮城県歯科医師会や気仙沼歯科医師会を中心として被災者支援を実施した。仮設住宅への移行など生活環境の変化から，口腔環境の悪化が懸念されるため，仮設住宅で暮らす被災者（主に高齢者）を対象とした歯科口腔保健支援事業を平成23年度から実施した。

これは県歯科医師会と医療法人くさの実会の協力の下，歯科医師・歯科衛生士が各仮設住宅を訪問し，歯科保健に関する講話と歯みがき方法などの実技を指導しながら，住民の相談にも対応する教室を開催するもので，平成24年度末現在までに仮設住宅84カ所・住民718名に対して実施した。



【歯科保健指導の様子】

## (6) 心のケア

### イ 管内精神保健医療福祉連絡会議の開催

関係機関の連携強化のため、H24年度は2回、H25年度は1回開催した。震災後に作成した気仙沼圏域精神保健計画の進捗状況等について、関係機関（管内精神科医療機関、市町、障害者支援関係、みやぎ心のケアセンター気仙沼地域センター（以下「みやぎ心のケアセンター」という）、精神保健福祉センター、教育関係、東部児童相談所気仙沼支所で意見交換を行い、今後の活動の方向性等について確認した。

### ロ アルコール対策事業の実施

H24年度は専門相談を11回、家族教室を5回、H25年度は専門相談を12回、家族教室を12回実施し、アルコールに関する理解を深めた。また、支援者向けのアルコール問題研修会をH24年度、H25年度ともに各1回開催し、対応する職員の質的な向上を図った。また、H24年度は気仙沼市が介護支援専門員等を対象に4回実施したアルコール研修会の開催を支援した。

### ハ 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）

県から事業を委託されている管内2カ所の精神科医療機関と随時情報交換を行った。

### ニ 心の健康づくり推進事業の実施

精神保健福祉相談等の各種相談事業に加え、H24年度は気仙沼市医師会、市町、みやぎ心のケアセンターと共催により、応急仮設住宅集会所において住民を対象にした「心の健康セミナー」を10回実施した。また、H25年7月からは、みやぎ心のケアセンターと連携して分担執筆し、地元紙「三陸新報」に「三陸こころ通信」を月1回掲載し、こころのケアに関する啓発普及を図った。

自殺対策としては、H24年度は理容組合員に対しゲートキーパー育成研修1回開催し、協力者の育成を図ったほか、支援者向けに自殺予防対策研修会をH24年度1回H25年度1回開催し、基本的な対応と支援者自身のケアの必要性について理解を深めた。

### ホ 支援者のメンタルケア支援

東北大学・みやぎ心のケアセンター・精神保健福祉センター等と連携し、市町が行う打合せに参加し、市町職員メンタルヘルス対策のシステム構築を支援した。

### ヘ 震災後の心のケア対策について、兵庫県心のケアセンター加藤寛センター長が当所にお出でいただき、コンサルテーションを継続していただいている。

## (7) 在宅医療と福祉の連携

気仙沼市内では、全国からの医療救護班と地元の医療・介護関係者で気仙沼巡回療養支援隊（JRS）が結成され、平成23年3月25日～8月31日まで在宅療養支援活動を行った。その取組は、1）短期間・外部からの支援であったため、「地域のやり方を尊重し、地域につなぐ」という意識が強く、医療と介護の連携を重視した活動、2）医師が中心ではなく、初期から多職種連携で職域を超えた連携が特徴であった。

東日本大震災で多くの医療機関や介護保険事業所等が被災し、地域にある保健、医療、福祉の資源は決して潤沢ではなく、その限りある資源を最大限効率よく活用していく必要があった。その限りある資源を最大限活用するためには、医療と福祉の密な連携と、相互理解を深めることが喫緊の課題であった。

以上の背景があったことから、平成23年8月に、気仙沼地区地域医療委員会内の専門委員会として、「気仙沼・南三陸地域在宅医療福祉推進委員会」が設置された。

**【設立の理由の一部】※気仙沼市医師会長名の文書から**

震災後の経験をもとに、これまで一方向的なアプローチであった医療と福祉のあり方を抜本的に是正する必要がある。すなわち医療職と福祉職等の密な連携と、相互の理解を深めることが喫緊の課題であり、震災後の今、これに関わる職員の学び合いの場が形成されるならば、両市町の要医療・要介護・要支援高齢者及び障害者への支援体制の先行きは明るくなるだろうと推察するものである。

**【構成員】**

・気仙沼市医師会・気仙沼歯科医師会・気仙沼薬剤師会・気仙沼市立病院・気仙沼市立本吉病院・公立志津川病院・気仙沼栄養士会・宮城県ケアマネジャー協会気仙沼支部・訪問看護ステーション・グループホーム・特別養護老人ホーム・気仙沼市地域包括支援センター・気仙沼市社会福祉事務所・気仙沼市本吉総合支所・南三陸町保健福祉課・宮城県気仙沼保健所

**【部会構成等】**

当委員会は、平成26年1月までに10回の会議が開催され、「在宅療養に関する医療と福祉の連携についての課題」、「MMWINの進捗状況」、「医療機関とケアマネジャーの連携」等について、情報交換と検討を行った。会議の中で出された意見・課題への解決策を検討するため、平成25年5月から「在宅療養システム部会」と「住民啓発部会」の2つの部会が設置された。

在宅療養システム部会は、月1回在宅診療を実施している村岡外科クリニックの村岡先生が中心となり会議を開催し、対象者の生活を支えるため医師・歯科医師・薬剤師・気仙沼市立病院・ケアマネジャー・訪問看護師・行政・介護職等様々なメンバーが集まり、意見交換・互いの職能の理解等の取組を行う中で、顔の見えるネットワークを構築できた。

その中で、「医療機関（医師・歯科医師・薬剤師等）とケアマネジャーの連携連絡票」を作成し、気仙沼市医師会・気仙沼歯科医師会・気仙沼薬剤師会の了解のもと平成25年11月から運用開始されている。連携連絡票により、当圏域の医師・歯科医師・薬剤師等とケアマネジャーの連携を円滑にし、「顔の見える関係」・「信頼関係」を構築することが目的である。毎月の在宅療養システム部会で各職種の役割の認識が深まり、在宅療養生活を支えるという視点で、ケアマネジャーとの連携が重要だということが認識された結果、作成に至った。

住民啓発部会では、平成25年9月に「住民向け在宅療養推進フォーラム～おうちっていいよね～」を開催し、140名を越える住民、医療福祉関係者が参加した。気仙沼圏域の現状を住民の皆さんに知って頂き自分のこととして考えてもらう、在宅療養を希望した場合チームを組んで支援を行うことを知ってもらう機会となった。

**【まとめ】**

震災での在宅療養支援の取組を契機に、医療と福祉の関係職の顔の見える関係が出来たことで、関係者が自らの想いで行動する力が増している。地域力の活性化により、人々の協調行動が活発化しており、効率的に活動出来ている。

そのつながりを活かし、さらなる在宅医療と福祉の連携促進へ向けて、気仙沼圏域でできる、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目ないサービス提供を目指し、検討を重ねている。

**医療機関(医師・歯科医師・薬剤師等)とケアマネジャーの連携連絡票**

当気仙沼市及び南三陸町の医療機関とケアマネジャーとの連携のために作成して下さい。  
 連携票を連携する医療機関等に、気仙沼市及び南三陸町の住所を記入する方、新しい住所になっている方に限り、  
 気仙沼市及び南三陸町の住所を記入し、気仙沼市及び南三陸町の住所を記入するケアマネジャーへの使用に限り、  
 気仙沼市及び南三陸町の住所を記入して下さい。

医療機関名	〒	〒
住所	〒	〒
TEL	TEL	TEL
氏名	氏名	氏名
先生	先生	先生

日頃より大変お世話になっております。ご多忙中のご事情に配慮し、下記の件について先生よりご返答を頂戴いたします。ご都合の良い連絡方法もしくは回答等につきまして、FAXでご返信下さいませようお願い申し上げます。

本人(家族)の同意について  
 連携連絡票を使用しての先生への連絡および先生から情報提供依頼等について  
 ご本人にご家族の同意を仰いでいます。  
 ご本人ご家族の心身状況等から同意は得られておりませんが、ご本人の旨に必要がありますのでご返信いたします。

氏名	種	性別	生年月日	年	月	日	歳
住所			TEL				
連絡内容	<input type="checkbox"/> ケアプラン作成依頼・更新・訂正変更・ケアプラン変更の依頼等 <input type="checkbox"/> 連携関係サービス等 <input type="checkbox"/> 利用者のご状況についてのご相談・報告など <input type="checkbox"/> その他						
相談内容等							

上記の件についてご返信のほどよろしくお願い申し上げます。  
 平成 年 月 日 気仙沼市介護支援専門員 氏名(自署)

連携内容及び  
 連携方法  
 「1」欄に連携・更新等なし  
 「2」欄に連携・更新等あり

上記の連絡  
 電話にて行います(連絡の時間 月 日 時 分 までで可なり)  
 電話で送ります(連絡の時間 月 日 時 分 までで可なり)  
 文書で送ります(下記の欄と併せて)

相談内容等

上記の連絡を頂戴します。  
 平成 年 月 日 医師・歯科医師・薬剤師等 氏名(自署)

上記内容について医師・歯科医師・薬剤師等より確認しましたので、付記記載し連携します。  
 平成 年 月 日 氏名 氏名(自署)

介護支援専門員(連絡先) 電話での相談内容詳細等、その他の連絡事項

気仙沼市地域医療委員会  
 南三陸町気仙沼市地域医療推進協議会

**住民向け在宅療養推進フォーラム**  
 ～おうちでいいよね～

病気があっても住み慣れた「我が家」で暮らしてたいと希望したら、医療と介護の多職種が連携・協働して、思いや、思いをかなえられるような在宅療養システムがあります。どんなことが出来るのか、聞きたい事ありませんか？

講話 「在宅医療の現場から、今、皆さんに伝えたいこと」  
 村岡外科クリニック 院長 村岡 正樹 氏

～住み慣れた我が家で暮らし続けるために～

- 「おうちで暮らすための気仙沼市立病院の取り組み」  
 村岡 孝子 氏 (気仙沼市立病院地域医療連携推進課課長)
- 「おうちで暮らすための制度について」  
 小野寺 美子 氏 (気仙沼市地域包括支援センター長)
- 「ケアマネジャーの仕事と在宅療養の様子」  
 小松 浩 氏 (広域介護サービス気仙沼管理センター)
- 「おうちで過ごすための福祉用具について」  
 三浦 舞一 氏 (福祉会館のロス代表取締役)
- 「おうちで訪問看護師が出来ること」  
 中野 美由紀 氏 (南三陸訪問看護ステーション主任)
- 「おうちで歯科医師が出来ること」  
 佐藤 洋 氏 (歯科診療所院長)
- 「おうちで薬剤師が出来ること」  
 武田 達真 氏 (株式会社東洋薬局気仙沼支店)

**日 時：平成25年9月7日(土)午後1時～午後3時**  
**場 所：気仙沼プラザホテル(気仙沼市柏崎1の1)**  
**参加費：無料 定員：200名**  
**申込み：要出席で9月30日(金)までお申し込み下さい。**  
**当日参加も受付します。**

主催：気仙沼市地域医療委員会(医師・気仙沼市南三陸町在宅医療推進協議会)  
 共催：宮城県気仙沼保健福祉事務所、気仙沼市、南三陸町、気仙沼市医師会、気仙沼市薬剤師会、気仙沼市歯科医師会、気仙沼市社会福祉協議会、南三陸町社会福祉協議会、気仙沼市農工会、宮城県ケアマネジャー協会、気仙沼支店、宮城県看護協会気仙沼支部  
 後援：(株)三井物産、三井物産福祉気仙沼支店  
 問合せ：0226-22-6014(宮城県気仙沼保健福祉事務所)0226-22-0842(気仙沼市地域医療委員会)

(8) 生活不活発病予防対策

平成24年1月～3月に実施した民間賃貸住宅型仮設住宅(みなし仮設)の健康調査では約4割の方が、日中活動量が減少したと回答していた。南三陸町で平成24年10月に実施した第2回生活機能調査の結果によると、高齢者で震災後歩行困難が出現し、回復しない者が約3割で、その主な原因は生活不活発病でした。住み慣れた地域から仮設住宅等に居住する等の生活環境の変化により、活動量の低下や近隣とのコミュニケーション不足があり、心身の健康に大きな影響を与えている状況であった。

そのため、当所としても、課題の一つととらえ、避難生活による生活不活発病対策を意識した取り組みを行う必要があると考え、以下の事業及び市町支援を行った。

平成24年7月及び平成25年3月に実施した気仙沼圏域認知症地域ケア推進会議及び地域リハビリテーション検討会において、住民の生活機能低下も話題として取り入れ、関係機関等が課題の共有を図った。また、平成24年8月に気仙沼市での生活不活発病予防対策を組織的に進めていただくことを目的とし、気仙沼市の関係課等(健康増進課、地域包括支援センター、高齢介護課、社会福祉事務所、本吉総合支所、唐桑総合支所、震災復興・まちづくり推進課、産業再生戦略課、生涯学習課、各公民館、気仙沼地区サポートセンター、宮城県サポーターセンター支援事務所、長寿社会政策課、当所宮城県気仙沼保健福祉事務所)を参集し、気仙沼市生活不活発病予防対策担当者会議を開催した。

平成25年5月には、健康づくりや介護予防分野だけでなく、幅広い視点からの取組が必要であることから、管内の保健医療福祉従事者等を対象に、生活不活発病の状況及び対応等について理解していただくことを目的として、気仙沼地区地域医療委員会主催、宮城県気仙沼保健福祉事務所・気仙沼市医師会共催で研修会を開催した。

各市町への支援状況としては、気仙沼市健康増進課の「元気・長生き・運動器ロコモ対策推進プロジェクト」へ向けた支援、気仙沼市地域包括支援センターの「介護予防体操普及サポーター養成研修」への支援、気仙沼市本吉総合支所の住民・保健推進員・食生活改善推進員向け講話への支援を行った。

その他、各市町で以下の事業が継続的に取り組まれており、必要時支援を行っている。

#### ● 気仙沼市の取組

震災後、介護予防の普及のため住民により地域づくりを意識した、介護予防体操普及サポーター養成を実施している。サポーターによる独自の地区活動なども展開されてきている。



【介護予防体操普及サポーター養成研修の場面】

#### ● 南三陸町の取組

震災後、生活不活発病と思われる方や認知症症状が出る方が増加し、町の取組として各種相談会を通して実態を把握し、生活不活発病予防、認知症予防に力を入れている。事業実施に関しては、地区住民の協力を得ながら進められている。

### (9) 地域リハビリテーション支援対策

管内では約5500戸の応急仮設住宅が建設されたが、避難所から応急仮設住宅へ移行する際に、玄関の段差、浴槽の高さ、トイレの立ち上がりなど、手すりや福祉用具の活用が必要な高齢者や心身に障害がある方に対し、平成24年3月末まで、災害救助法による応急仮設住宅バリアフリー化（仮設住宅への手すりの設置等の住宅改修、福祉用具導入の必要性の検討、住宅改修後のフォローアップ）を促進するため、市町支援を重点的に実施した。

また、平成24年4月からはバリアフリー化支援の住宅改修後のフォローアップ訪問を継続して行い、生活状況を確認した。

平成24年度からのリハビリテーション相談は、応急仮設住宅よりも、被災していない地区の相談が多い傾向になっている。また、平成24年秋以降からは応急仮設住宅から再建した自宅へ転居後の生活環境調整（住宅改修、福祉用具の導入等）の相談も増えてきている。

サポートセンターや市からの依頼で、応急仮設住宅集会所での健康教室等への講師派遣も行ったほか、応急仮設住宅内でも行える運動啓発パンフレットを東部保健福祉事務所と共同で作製し、集団指導や個別訪問での支援で活

用した。

管内の高齢化率は30%を超え医療・福祉サービスのニーズは今後も高まることが予想されるが、看護職・介護職の人材不足が深刻な状況である。このため平成25年度は介護者の身体的負担を減らし、家族を含めた介護者のマンパワーを有効活用するための福祉用具の活用や環境調整を推進することを目的に支援を実施してきた。実技を交えた車いすや移乗機器についての研修会をリハビリテーション専門職、医療・介護職に向けて積極的に実施し知識の啓発を行い、リハビリテーション支援の個別訪問にて事例に合わせた支援・提案を行っている。

【今後の方向性・課題】

災害公営住宅は管内に約3000戸建設予定である。高齢者や心身に障害がある方に配慮した設計となっているが、移行期には入居者の心身状況等に合わせたバリアフリー化や人的支援が必要になり、リハビリテーション相談のニーズも高くなると予想される。災害公営住宅へ移行するまで住民の心身機能の低下をできるだけ予防し、健康維持・改善が図られること、また移行期・移行後を見据えた生活支援のあり方を考えることが必要となってくると思われる。

表：平成23年度 応急仮設住宅バリアフリー化対応件数

市町	バリアフリー化対応件数 (実件数)
気仙沼市	79
南三陸町	65
計	144

表：平成24年度 リハビリテーション相談支援における在宅支援件数

市町	延べ件数	実件数	応急仮設住宅 バリアフリー化 フォローアップ	仮設住宅バリアフリー化フォローアップを 除く相談の居住区分(実件数)			
				仮設住宅	自宅等		計
					被災により 新築・改修・転居	被災による 影響なし	
気仙沼市	86	61	33	6	3	19	28
南三陸町	14	14	0	7	1	6	14
計	100	75	33	13	4	25	42

表：平成25年度 リハビリテーション相談支援における在宅支援件数

(平成25年12月31日現在)

市町	延べ件数	実件数	居住区分(実件数)		
			仮設住宅	自宅等	
				被災により 新築・改修・転居	被災なし
気仙沼市	43	23	2	3	18
南三陸町	21	13	5	2	6
計	64	36	7	5	24

## (10) 感染症対策

感染症（結核除く）は、震災による増加は見られない。しかし、仮設住宅等での集会の機会の増加や大雨等により浸水地域が拡大等もあり、感染所発生リスクも高まっていることから、感染症予防のためのチラシの配布を実施した。また、介護サービス事業所、介護保険施設、障害者サービス事業所、介護保険施設、学校、幼稚園、保育所などを対象に、感染症予防セミナーを延べ11回開催し、479人の受講者があった。

そのほか、適時、インフルエンザ、感染性胃腸炎などの注意喚起等を市町広報誌、地元新聞社、ホームページを通じて広報した。また、普及啓発のための、ハンドソープやマスク等の感染防止グッズの配布等も実施した。

結核については、震災後登録者数は倍増し、特に塗沫陽性者の発生が増加した。しかし、依然として、登録者は震災前には戻っておらず、早期発見早期治療が大切な状況にある。このため、確実な治療のためにDOTS（直接監視下服薬確認）の実施の徹底、感染拡大防止のために疫学調査を実施し、接触者健診を実施した。また、医療機関との連携を深めるために、カンファレンスやコホート検討会を実施した。

さらには、管内の保健医療従事者への研修会の実施により、結核医療の啓発を行った。結核検診の重要性を、研修会等でも呼びかけ、早期発見のための啓発を呼び掛けた。

## (11) 難病対策

特定疾患の受給者は、震災に伴う増減なく推移している。更新申請者については、気仙沼市本吉地区、南三陸町内にて、更新受付日を設け、申請者が申請しやすいように配慮した。なお、平成25年3月31日で被災者に対する医療費免除が終了したが、途中での医療費の申請や終了による医療費の増加に対する相談等は1件のみであった。

震災後の難病患者の実態把握のために、平成24年7月更新受付時にアンケート調査を実施した。265名からの回答を得たところ、①難病患者の医療や福祉サービスに関する情報源は医療機関が中心であり、保健所は少なかったことから、保健所からも積極的な情報発信をする必要性がわかった。②災害時に不安に感じていることは、「いつも飲んでいる薬が継続的に入手できるか。」「必要な情報が得られるか。」などがあげられていた。平時から地域の医療機関や調剤可能な薬局の情報について確認することで、地域に情報を発信できることがわかった。

このことを受けて平成25年度に難病システム会議を開催し、地域の災害時の対応について、関係機関と意見交換をした。その結果として、医療依存度の高い患者（難病患者）における服薬の継続確保に関する自助努力や医療機関の対応の状況等について、先の震災の規模では、これまでの考え方では対応は難しいこと、等の情報共有が行われた。

なお、平成24年度はこれまで休止していたパーキンソン病患者会の再開支援を行った。患者家族からの要望を受け、多系統萎縮症の患者家族の会を開催した。

## (12) 生活保護

震災により管轄する南三陸町の街並みは壊滅状態となり、多くの人が職を失ったと推測され、失業給付が切れるとともに保護申請が多くなること、及び義援金や生活再建支援金を受給したことによって自立した世帯が義援金等の消費によって保護申請に至ることが予測され南三陸町役場と連絡を密に取りながら、迅速な保護決定ができるように協力体制を強化してきた。

しかしながら、震災に起因して新たに保護が必要となった世帯は無く、義援金等の消費による保護申請も54世帯中の10世帯と2割を下回る状況となっている。

保護費の支給については、南三陸町の金融機関がすべて被災したことから、被保護世帯の6割が窓口支給となり、

平成24年8月まで、気仙沼市の金融機関から当所職員が出金して役場に持参する方法により支給した。

相談業務については、震災により医療・介護の人材不足が加速し、合わせて生活保護面接相談員が確保できない状況が続いている。このため、役場窓口相談があった場合には、ケースワーカーか査察指導員が赴いて対応した。

その他、瓦礫処理等の復興需要により全国各地から労働者が集まり、また、被災地での炊き出しを求めて放浪の旅をしている者がたどりつく等も見られ、脅迫した状況で保護となった例が生じた。

### (13) 食品薬事・衛生活動

#### ○ 食品衛生用務

##### 1) 経過・取組内容

被災した営業施設の再開について衛生指導を行うとともに、被災した水産業者に対する気仙沼魚市場内でのカツオの箱詰めや、「コの字岸壁」におけるサンマの水揚げ等被災地の復旧期における特例措置を講じた。

##### 2) 今後の方向性

今後、市内沿岸部の嵩上げ工事等、復旧が進むにつれて、水産加工場等の営業再開に関わる相談が増加することが見込まれることから、関係機関との情報共有を図りながら迅速かつ適切に対応する。

#### ○ 獣疫衛生関係施設等の推移

##### 1) 経過

飼い主からの犬・猫の引き取り頭数については、震災以前の水準となり、大きな変動は認められなかった。動物取扱業許可施設数についても、大きな変動はなかった。

化製場準用施設については、2件が復旧し営業を再開した。(新規1件、改修による変更1件)

##### 2) 今後の方向性

被災した化製場準用施設の再開にあたっては、市町との情報共有を図りながら適切に対応する。

#### ○ 薬事関係施設の推移

##### 1) 経過

薬局数について、気仙沼市では、ほぼ震災以前の数に復旧したが、南三陸町においては、復旧は半分以下にとどまっている。

毒物及び劇物関係では、災害廃棄物から発見された毒劇物については、一時的に当所が保管していたが、平成25年1月に全量気仙沼市に処理のため引き渡した。

医療機器製造業について、1件あった施設が被災し仮復旧施設で営業していたが、平成25年9月に本格的な施設による営業を再開した。

##### 2) 今後の方向性

被災した薬局等の施設再開に際しては、迅速かつ適切に対応する。

### (14) 環境廃棄物・衛生活動

#### ○ 生活衛生営業施設の推移

沿岸部に立地していた多くの理容所・美容所、クリーニング所、旅館業施設が被災した。被災により、廃業に至った施設が増加したものの、現地又は新たな場所で営業を再開する例も一部見られた。また、旅館業について

は、復興需要が増大している中、大型施設の進出がみられた。施設の中には実態として廃業しているにも関わらず、廃止届出を行っていないケースもあり、引き続き実態の把握と適正な手続きの促進に努める。

#### 生活衛生営業施設届出件数（H23. 4～H25. 12）

業 種	廃止届出	新規届出
旅館業	38	19
理容業	55	21
美容業	75	24
クリーニング業	37	9
公衆浴場業	0	0

#### ○ 衛生害虫対策

##### 1) 取組内容

平成23年度夏期には気仙沼市内でハエの大量発生がみられた。これは主に被災した魚介類が未処理で放置されていたことによるもので、市と協同で対応に当たった。一部、冷凍庫を含んだ被災建物の解体が困難となっていた事例があり、その解体作業が2年目にずれ込んだ。冷凍庫内の腐敗物の処理に当たり悪臭苦情が発生したため、保健所では処理現場に出向き、ハエ発生防止を含め、適正処理を指導した。

被災により住民の居住環境に変化があった中、市内の小学校から頭ジラミの発生に関する相談が寄せられた。保健所では学校及び家庭における衛生管理に関し、指導を行った。その他、ネズミ、ダニ等の発生に際し、市と協力しながら対応に当たった。

##### 2) 今後の方向性・課題

相談件数は次第に減少しているものの、今後も衛生害虫の発生については留意しながら対応していく。

#### ○ 大気汚染防止法・水質汚濁防止法に基づく指導

##### 1) 取組内容

大気汚染に関しては主に自社焼却炉の排煙にまつわる苦情が発生した。焼却物が廃棄物であることから産廃Gメンを中心に対応し、適正な焼却を行うよう指導した。

水質汚濁に関しては、大きく二つの問題が顕在化した。一つは大川河口付近に位置する下水処理場が被災し、仮設処理を余儀なくされたこと。もう一つは沿岸部で被災した水産加工場のいくつかが市内の丘陵地に移転し、河川へ排水を始めたことにより、周辺住民から苦情が発生したことである。

下水処理場の被災を受けて、市内6カ所に仮設処理施設が設置された。放流水質はBOD、SS共60mg/L以下を目標としていたが、流入水の悪化等により、所期の水質に達しない事例がみられた。市では下水処理場の復旧を急ピッチで進め、平成25年10月に処理能力の50%を回復させた。これにより内の脇仮設処理施設が撤去され、同施設で処理を行っていたし尿処理場排水も下水処理場で良好に処理されることとなった。

市内の工場事業場に対しては気仙沼市下水道課がH23.10に保健所と協議の上、各事業場への対応方針を固め、以下のとおりとした。

(1) 仮設処理施設へ排水するもの

①日排水量 20 m<sup>3</sup>以上の事業場

BOD, SS の基準値を 300mg/L とし、年 4 回の水質検査を行う。

②日排水量 20 m<sup>3</sup>未満の事業場

沈殿槽を設置することとし、市下水道課が適宜立入検査を行う。

(2) 移転等により公共用水域へ排水するもの

①日排水量 10 m<sup>3</sup>以上の事業場

BOD, SS の基準値を各 120 mg/L , 150mg/L とし、年 4 回の水質検査を行い、市下水道課へ報告する。

市下水道課は報告を取りまとめ、保健所へ報告する。

②日排水量 10 m<sup>3</sup>未満の事業場

沈殿槽を設置することとし、市下水道課が適宜立入検査を行う。

この取り決めにより、概ね適切な指導方針が確立したものの、上記基準を満足した排水についても、悪臭等の苦情が発生した。このことから市下水道課及び保健所協議の上、特に環境保全上支障があると認められる排水については下水処理場への搬入処理を行うこととした。公共用水域への排水を継続する施設については、住民の苦情内容を把握した上で、排水処理施設の適正化に向けて改善指導を行った。

2) 今後の方向性・課題

気仙沼市の場合、養殖漁業の盛んな内湾の水質と共に、市内中心部に位置する館山取水口付近の河川水質を保全することが重要である。用地確保の便宜上、取水口の上流部に工場事業場の新規立地が散見されており、既存施設への指導と共に、新規立地における事前協議制の導入など、適正な都市計画を確保する手段についても、市と協議を重ねていく必要がある。

○ アスベスト対策

1) 取組内容

震災により被災した建築物の解体が行われる中、主に断熱材として使用されていた吹き付けアスベスト及びアスベストを含む建材からの飛散が懸念された。このため大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業届出が提出された場合は、労働基準監督署と共に現地へ出向き、適切な飛散防止措置が取られているかを確認した。さらに建築リサイクル法に基づく届出施設に対しては、土木事務所と共に現場確認を行い、アスベスト含有の疑いを調査した。その他、平成 23 年度のうちから被災地区でのアスベストパトロールを実施し、アスベストを含む被災建物の特定及び未届けの解体行為の発見に努めた。

\*不適正事例

がれき置き場を含んだ市内の環境中測定結果では、ほぼ基準を遵守していたが、旧気仙沼警察署及び旧志津川中央公民館解体工事での測定に関し、基準超過事例が見られた。ただし、同時測定した周辺環境においては基準を満足しており、一般環境への影響は軽微であると思われた。

2) 今後の方向性・課題

震災から約 3 年を経過し、被災建築物の解体はほぼ終了しているものの、今後さらにアスベストに関する相談があった場合は、適切な解体施工及び廃棄物処理について事業者を指導する。

○ 災害廃棄物処理施設対応

1) 取組内容

震災により、膨大な量の災害廃棄物が発生した。本来、災害廃棄物処理は市町村がその責任を負うものの、自ら行うことが困難な状況であったため、県が被災市町から地方自治法に基づく委託を受け、処理を進めた。管内での災害廃棄物発生量は149.4万t（気仙沼市：95.5万t、南三陸町：53.9万t）であったが、その78%に当たる115.9万tの処理を県が受託した。さらに管内で77.5万t発生した津波堆積物についても、ほぼ全量を併せて処理することとした。管内には災害廃棄物処理気仙沼ブロックとして、南三陸処理区（戸倉）及び気仙沼処理区（階上、小泉、松崎片浜）が設定され、災害廃棄物処理が進められた。

災害廃棄物の処理に関し、保健所では環境影響評価の結果に問題がないかを審査し、必要に応じて現地の稼働状況を確認した。施設の運営管理及び稼働にまつわる個別の苦情については震災廃棄物対策課気仙沼事務所が対応した。

2) 今後の方向性・課題

施設は全て稼働を終了しており、借地の返還に向けて原状復旧作業が進められる。今後、環境保全上の問題が生じれば、震災廃棄物対策課及び市町と協同で対処することとする。

○ 産業廃棄物適正処理指導

1) 取組内容

廃棄物処理については震災直後に若干の混乱が生じたものの、災害廃棄物処理のスキームが確立し、それに則った処理が中心となった。保健所では管内の処理業者を巡回指導するなど、現況の把握に努め、処理に関する電話照会等に適宜応じた。

被災地については平成24年度から産廃Gメンの増員が図られ、気仙沼保健所には2名のGメンが配備された。これにより管内を隈なく巡回し、不法投棄発見時は、市町の廃棄物担当課及び所轄警察署と共に適切に対応している。廃棄物処理は事業者責任が廃棄物処理法で謳われているものの、事業者により意識の差が大きい。従来手の回らなかった排出事業者指導についても、Gメンが事業所へ立ち入り、排出事業者の意識向上を図っている。

2) 今後の方向性・課題

災害廃棄物処理が終了することにより、廃棄物処理にまつわる新たな混乱が発生することも予想される。保健所では関係機関と協同で適正処理に向けた指導を継続的に実施する。

○ 自動車リサイクル法指導

1) 取組内容

廃自動車の処理については、自動車リサイクルシステムでオンラインによる処理の登録が義務付けられており、これによって不法輸出等の不適正処理が防止されることとなる。運用の実態について県内の保健所が共同でアンケート調査を実施したところ、引き取り業者の中には法に基づく登録を行っているにも関わらず、オンラインシステムへの登録をしていない業者が多く、解体業者任せであることが判明した。保健所では注意を促す文書を作成し、登録業者へシステムを適正に運用するよう指導した。

2) 今後の方向性・課題

オンラインシステムの適切な運用について、今後も引き続き指導を推進する。

○ PCB 廃棄物適正保管指導

1) 取組内容

PCB を含む廃トランス・コンデンサは「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、届出を行うこと及び事業者において適切に保管することが義務付けられている。震災時の津波により保管中の機器のみならず、使用中であった機器が沿岸部で多数流出した。このため、流出物の所有者確認を、気仙沼市災害廃棄物対策課と協力して実施し、所有者不明のものはごくわずかとなっている。所有者が判明しているものの、所有者の経済状態により対応が困難なものについては、関係機関と協議を行い、復興事業としての対応を進めている。

2) 今後の方向性・課題

現状で不適正に放置された機器類は少ないと思われるものの、復興事業の進展の中で新たに発見された場合は関係機関と協議を行いながら適正に対応する。